

埼玉県保育士等キャリアアップ研修事業費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この補助金は、保育士等キャリアアップ研修の実施に必要な費用の一部を支援することによって、保育士等の研修機会の充実を図り、職務内容に応じた専門性を向上させ、保育現場におけるリーダー的職員を育成することを目的とする。
- 2 この補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 第2条 この補助金の交付の対象は、「埼玉県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱」(平成30年7月27日少子第471号)(以下、「指定要綱」という。)に基づき県が指定した研修実施機関のうち、指定保育士養成施設又は就学前の子供に対する研修の実績を有する非営利団体(以下、「実施機関」という。)が実施する保育士等キャリアアップ研修とする。
- 2 補助対象となる研修の受講対象者は、研修申込の時点において埼玉県内に所在する私立の保育所、認定こども園及び小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業に勤務する保育士等(以下、「対象者」という。)とする。なお、実施機関は対象者から研修受講料等は徴収しないこととする。

(交付額の算定方法)

- 第3条 この補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するま

で、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第5号により速やかに、知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。

- (8) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第6号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請手続）

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎年度別に定める。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（変更申請手続）

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

（交付決定通知）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別紙様式第2号のとおりとする。

（補助金の支払）

第8条 この補助金は、精算払とする。

（状況報告）

第9条 補助金の交付を受けた実施機関は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、別紙様式第3号のとおりとし、事業完了後（第4条（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）補助金の交付を受けた会計年度中、速やかに提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(確定通知)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、別紙様式第4号のとおりとする。

(その他)

第13条 特別の事情により、第3条、第5条、第6条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第14条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。